

令和6年度第4回太陽光発電設備設置審議会結果概要

開催日時	令和7年2月20日(木) 9時30分～10時30分
開催場所 及び出席者	本庁舎 第1会議室 ○審議会委員 (桜木委員、伊丹委員、佐藤(孝)委員、田中委員、高橋委員、湯沢委員、佐藤(高)委員) ○事務局(環境森林課長、環境政策係長、環境政策係員)
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 議題 (1) 太陽光発電設備設置の申請に係る許可について(諮問) (2) 次回審議会の日程調整について 4 その他 5 閉会
審議結果	(1) 太陽光発電設備設置の申請に係る許可について 議案第6号について、許可相当とする。 議案第7号について、許可相当とする。 議案第8号について、許可相当とする。 議案第9号について、許可相当とする。 (2) 次回の日程調整について 令和7年5月29日(木)9時30分から開催する。

令和6年度第4回太陽光発電設備設置審議会での意見等

太陽光発電設備設置の申請に係る許可について

No.	委員からの意見等		回答等
1	第6号	隣接する太陽光発電設備の敷地から事業区域に雨水が流れる可能性もある。太陽光発電設備が隣接する場合、雨水排水の状況なども確認していただきたい。	今後、可能な限り隣接する太陽光発電設備の雨水排水の状況を確認いたします。
2	第7号	事業区域北側の太陽光発電設備は傾斜が急な土地に設置されている。今後、傾斜が急な土地に設置する案件があれば、雨水や土砂の流出が起きないように指導して欲しい。	傾斜が急な地区に設置する計画がありましたら、特に注意して雨水排水の対策を取るよう指導いたします。
3		隣接する住民は事業に納得しているのか。	事前に事業計画の資料を配付し意見を求めましたが、住民の方から意見はありませんでした。 また、事業区域の一部に隣接する住民が事業者に売買した土地を含むため、事業に納得していると思われます。

4	第8号	事業区域に山林が含まれて居るが伐採届は提出されているのか。	事業者には伐採届の提出が必要になる旨を指導しています。 実際に伐採届が提出されたか確認の上、必要に応じて指導いたします。
5		南北の事業区域を横断する横断溝はどのような目的で設置するのか。	南北の事業区域をつなぐケーブル等を通すために横断溝を設置します。
6	第9号	事業区域南側に群馬県の土地があるので、渋川土木事務所に確認して欲しい。	事業者には渋川土木事務所と調整してから着手するよう指導いたします。
7		事業区域に隣接する住民から意見は無かったのか。	事前に事業計画の資料を配付し意見を求めましたが、住民の方から意見はありませんでした。